

平成 2 5 年第 4 回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 9月3日～ 9月26日：24日間）

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9月 3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第41号～第52号 4. 請願第2号 [議案上程・提案理由説明]
9月 4日	水	休 会		
9月 5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第41号～第52号 4. 請願第2号 [質疑・委員会付託]
9月 6日	金	休 会		
9月 7日	土	休 会		
9月 8日	日	休 会		
9月 9日	月	休 会	委 員 会	
9月10日	火	休 会	委 員 会	
9月11日	水	休 会	委 員 会	
9月12日	木	休 会	委 員 会	
9月13日	金	休 会	委 員 会	
9月14日	土	休 会		
9月15日	日	休 会		
9月16日	月	休 会		
9月17日	火	休 会	委 員 会	
9月18日	水	休 会	委 員 会	
9月19日	木	休 会	委 員 会	
9月20日	金	休 会	委 員 会	
9月21日	土	休 会		
9月22日	日	休 会		
9月23日	月	休 会		
9月24日	火	休 会		
9月25日	水	休 会		
9月26日	木	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第41号～第52号 3. 請願第2号 4. 意見書案第13号～第20号 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 4 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 5 年 9 月 3 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から8月26日、27日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 病 院 事 業 会 計 平成24年度3月分
- (2) 水 道 事 業 会 計 平成24年度3月分

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を教育長から8月14日付で受領した。
3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成24年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を市長から8月28日付で受領した。
4. 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を市長から8月28日付で受領した。

平成25年 第4回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成25年 9月 3日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成25年 9月 3日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 認 定 第 1 号 平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認 定 第 2 号 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について

日程第 4 認 定 第 3 号 平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認 定 第 4 号 平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認 定 第 5 号 平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認 定 第 6 号 平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認 定 第 7 号 平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認 定 第 8 号 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認 定 第 9 号 平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第11 認 定 第10号 平成24年度中間市病院事業会計決算認定について

(日程第2～日程第11 提案理由説明)

日程第12 第41号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第2号)

日程第13 第42号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

日程第14 第43号議案 平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第15 第44号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第12～日程第15 提案理由説明)

- 日程第 16 第 45 号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
日程第 17 第 46 号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 18 第 47 号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
日程第 19 第 48 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第 16～日程第 19 提案理由説明)
日程第 20 第 49 号議案 中間市子ども・子育て会議条例
日程第 21 第 50 号議案 中間市男女共同参画推進条例
日程第 22 第 51 号議案 中間市景観条例
(日程第 20～日程第 22 提案理由説明)
日程第 23 第 52 号議案 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入
について
(日程第 23 提案理由説明)
日程第 24 請願第 2 号 公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求め
る請願
(日程第 24 趣旨説明省略)
日程第 25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君	2 番 植本 種實君
3 番 田口 善大君	4 番 小林 信一君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 草場 満彦君	10 番 中尾 淳子君
11 番 山本 慎悟君	12 番 佐々木晴一君
13 番 安田 明美君	14 番 中野 勝寛君
15 番 原田 隆博君	16 番 下川 俊秀君
17 番 井上 太一君	18 番 片岡 誠二君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	高橋 洋君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	…	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	田代 謙介君
課税課長	………	貞末 孝光君			
人権男女共同参画課長	………				古賀 敬英君
こども未来課長	…	船津喜久男君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
健康増進課長	………	濱田 孝弘君	都市整備課長	………	間野多喜治君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	営業課長	………	久野 裕彦君
市立病院課長	………	芳野 文昭君			
消防本部総務課長	………				新垣 賢司君
予防課長	………	嶋津 淳一君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	熊谷 浩二君

午前 9 時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さんおはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。

これより平成25年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入る前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から9月26日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

日程第 2. 認定第 1号

日程第 3. 認定第 2号

日程第 4. 認定第 3号

日程第 5. 認定第 4号

日程第 6. 認定第 5号

日程第 7. 認定第 6号

日程第 8. 認定第 7号

日程第 9. 認定第 8号

日程第10. 認定第 9号

日程第11. 認定第10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、認定第1号から日程第11、認定第10号までの平成24年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

認定第1号から認定第10号までにつきましては、各会計別に一括して提案理由を申し上げます。

まず、認定第1号、平成24年度中間市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入及び歳出の差引額は7億7,000万円の黒字決算となっております。一般会計の歳入の主なものとしたしましては、市税収入が39億7,990万円となっております。また、前年度と比較いたしますと1億1,720万円の減収となっております。これは、評価替えによる土地評価額の減少により、固定資産税及び都市計画税が減額となったことが大きな要因でございます。また、一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと55億8,880万円で、前年度と比較をしまして2億7,000万円の増額となっております。また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債においても前年度より3,090万円増額しております。また、臨時的なものとしたしまして福岡県市町村災害共済基金組合が平成24年度末をもって解散したことに伴う積立金返還金1億7,750万円、市町村振興宝くじ交付金7,120万円を収入いたしております。

次に、歳出の主なものとしたしまして、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費につきましては、適正な職員定数管理による職員数削減等により前年度と比べ7,630万円の減額となっております。

扶助費につきましては、障がい者福祉サービス費の大幅な増額等により前年度と比較いたしまして1億2,360万円増額の54億880万円となっております。

公債費につきましては、前年度に引き続き金利負担の軽減を図るため市債の利率見直しを行ないましたが、借換えの対象となる額は、前年度から大きく減額となったことから、公債費総額では、3億8,300万円減額の22億6,170万円となっております。

次に、主な事業についてご説明を申し上げます。

総務費におきましては、市内の銘菓や特産品を一堂に集め、商品の認知度及びブランド力向上を目的としまして地域ブランドフェア事業を実施し、その費用としたしまして490万円を支出しております。

民生費につきましては、中間東小学校内の学童保育所設置工事としたしまして690万円を支出し、児童の安全確保及び高学年児童の受け入れを可能としております。

また、地域における福祉政策の基本となる地域福祉計画・地域福祉活動計画を初めて策定をし、その経費としたしまして350万円を支出いたしております。今後は、総合的かつ計画的に地域福祉を推進してまいります。

保健衛生費におきましては、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に予防接種及び各種保健事業を実施し、市民の健康増進を推進いたしておりますが、平成24年度におきましては、ポリオの生ワクチン集団接種から、不活化ワクチンの医療機関接種への変更、

四種混合ワクチンの導入等がございました。

環境衛生費では、排出ごみの減量化やリサイクルを図ることを重点課題とし、自治会等により資源回収を実施していただき、その結果本市のごみ処理量は前年度と比べ366トンの減量となされ、環境に優しいまちづくりへの推進とともに2,520万円のごみ処理経費が削減されております。

労働費につきましては、引き続き国の施策でございます緊急雇用創出事業等を活用するとともに、ヤギを利用したエコ事業を展開するシルバー人材センター提案事業に120万円、市内中小企業者への指導事業等補助金に100万円を支出するなど、単独事業も積極的に実施をし、地域の実情に合った雇用確保対策を推進いたしております。

農林水産業費につきましては、農業用水路の改良費に1,150万円を支出し、農業従事者の高齢化や担い手不足という厳しい環境の中で、農作業の省力化や生産性の向上に成果を上げております。

商工費につきましては、地域経済の活性化対策といたしまして、平成21年度から毎年行っておりますプレミアム付商品券を前年度に引き続き2回発売したことにより、地元商店でのさらなる消費拡大につながっております。その経費といたしまして970万円を支出しております。

土木費における道路新設改良費につきましては、合計24件の工事を行っており、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事では、西部地域における道路交通の円滑化及び安全な通学道路の確保を図っております。

また、七重団地南側法面整備工事では、モルタル吹付け及び排水工事等の一体的な整備を行い、安全安心な生活環境の確保に努めております。

公園費におきましては、垣生公園の園路整備及び多目的トイレ工事費に3,830万円、さらに以前から展示しております蒸気機関車の改修費に560万円を支出し、安全安心で優しく魅力的な公園づくりを行っております。

消防費につきましては、これまで災害危険箇所や二次避難所を中心に20カ所設置しておりましたなかまコミュニティ無線を25カ所に追加設置をする経費といたしまして5,480万円を支出しております。これにより、避難指示等の災害情報が市内全域に網羅され、災害に強いまちづくりがさらに推進されることとなっております。

教育費につきましては、中間南小の耐震補強工事、中間東小、中間西小及び中間南中のトイレ整備工事等により、児童生徒を取り巻く教育環境の整備を図っております。またジョイパルなかま庭球場におきましては、日本スポーツ振興センターの助成金活用により、人工芝張り替え等の施設整備費といたしまして3,160万円を支出し、スポーツ振興及び市民の皆様の元気づくりを推進いたしております。

さらに、世界遺産推進協議会に関する経費といたしまして760万円を支出し、遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録に向け保存管理計画書の作成、シンポジウム開催による広

報啓発等、積極的な活動を行っております。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告をいたします。

認定第2号平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算につきましては、歳入総額は59億5,360万円、また、歳出総額は70億6,270万円となり、差し引き11億900万円の歳入不足となっております。この中から、前年度繰上充用金11億2,100万円を除きます単年度決算といたしましては、1,200万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、医療制度改革に伴う前期高齢者に関する財政調整交付金のうち、平成21年度清算分として、平成23年度は大幅に減額されたことにより、平成23年度単年度決算は1億8,700万円の赤字決算となりましたが、平成24年度においては平成22年度清算分として逆に追加交付となったことが最も大きな要因でございます。

また、1人当たりの年間医療諸費は、平成23年度28万7,023円に比べ、30万3,339円と大幅に増額しており、これは、高度で高額な医療の拡大や、高齢化により医療費が増額となっている影響によるものでございます。

今後とも、市民の健康増進による医療費の減少に努め、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定第3号平成24年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等で2,000万円に対し、歳出総額は繰上充用金等5億8,380万円で、差し引き5億6,380万円の収入不足となりました。

この不足額につきましては、貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定第4号平成24年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、中鶴地区、曙地区の下水道処理場等を維持管理する経費が主なもので、歳入歳出の差引額では20万円の黒字となっており、また、認定第5号平成24年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入歳出の差引額は翌年度繰越明許費繰越額の510万円を含み960万円の黒字となっております。公共下水道は市内30地区の整備を行い、普及率は63.9%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は75.1%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努力してまいります。

次に、認定第6号、平成24年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算につきましては、新たな用地の取得はなく、公債費のみの660万円の決算となっております。これにより、平成24年度末の地方債残高は、前年度から630万円減少し1,950万円となっております。

次に、認定第7号平成24年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、事業勘定におきまして、歳入総額41億8,320万円、歳出総額41億7,250万円となり、歳入歳出差し引き1,070万円の黒字決算となっております。

平成25年3月末現在における要介護認定者数は3,042人で、前年度に比べ5.1%増加をし、保険給付費は39億700万円で、前年度に比べまして1億6,980万円、率にして4.5%増加をいたしております。

増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用の増加が考えられております。

同じく介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は8,748件であり、歳入総額3,950万円、歳出総額3,620万円となり、歳入歳出差し引き330万円の黒字決算となっております。

次に、認定第8号平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億940万円、歳出総額6億9,420万円、歳入歳出差し引き1,520万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

黒字決算となっておりますが、これは、市町村会計では出納整理期間中である4月及び5月に納付されました保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合が平成25年度会計で受け入れるためでございます。そのため、その間に納付されました1,520万円は、平成25年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することとなっております。

なお、平成24年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質単年度収支は2億1,570万円の黒字となっております。また、基金残高は、前年度から1億9,120万円増額の34億6,920万円、地方債残高は、前年度から10億2,120万円減額の160億7,510万円となっております。

平成21年度決算から、4年連続して基金総額の増額、また、地方債残高の減額、実質単年度収支の黒字化という財政運営上の目標を達成する結果となっております。

しかしながら、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が15.2%、将来負担比率が110.1%で、いずれも国が示す早期健全化基準は下回っており、前年度から改善はしているものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%で、依然として財政の硬直化を示す数値となっております。このように、厳しい財政状況にあることは変わりません。

さらに、今後は人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境整備や公共下水道事業推進等の市民ニーズの高い行政サービス及び想定を上回る伸びを示す社会保障費の財源確保といった諸問題も山積をいたしております。

今後とも行政の効率化を図りまして経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいり所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけ議会の認定に付するものでございます。

なお、同条第5項及び同法第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出をいたしております。

続きまして、公営企業会計につきまして提案理由を申し上げます。

まず、認定第9号平成24年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算につきまして、ご報告を申し上げます。

利益の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金2億811万2,792円のうち、5,000万円を将来、企業債の元金償還に充てるため減債積立金へ積み立て、残余1億5,811万2,792円を繰り越すものでございます。

次に、決算につきましては、収益的収入及び支出における総収益は10億1,050万3,503円となり、前年度と比較いたしますと1,709万667円の減額となっております。

これに対する総費用といたしましては9億5,437万7,583円となり、前年度と比較いたしますと2,672万8,546円の減額となっており、当年度の純利益は5,612万5,920円となっております。

なお、資本的収入及び支出における総収入につきましては、1億3,262万6,390円で、これに対する総支出は5億172万2,221円となり、差し引き3億6,909万5,831円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、平成24年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万8,088戸で前年度より96戸増加をいたしておりますが、給水人口につきましては6万3,829人で、前年度より558人減少しております。

また、有収水量は、608万6,265立方メートルで、前年度より14万3,888立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の傾向とあわせて、生活様式が多様化する中で、節水意識の高まりなどにより、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。また、良質な水道水質の維持、向上に向けては、施設の維持、改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしている中、これらの費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されますが、より一層、効率的な経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心で安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

次に、認定第10号平成24年度中間市病院事業会計決算につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明をいたします。まず、収益的収支につきましては、病院事業収益19億1,306万8,381円に対しまして、病院事業費用は19億710万3,029円となり、単年度収支において596万円の純利益となっております。このため、前年度繰越欠損金の7億3,291万円から当年度純利益を差し引きしました7億2,695万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入6,294万8,000円に対しまして、支出は8,929万9,291円となり、これによる差し引き不足額2,635万円につきましては、繰越損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。

また、患者数につきましては、入院延患者数は2万4,303人で、1日平均66人となっており、外来延患者数は6万8,392人で、1日平均251人となっております。本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面においても、欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出をいたしております。

どうぞ、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12. 第41号議案

日程第13. 第42号議案

日程第14. 第43号議案

日程第15. 第44号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第12、第41号議案から日程第15、第44号議案までの平成25年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第41号議案から第44号議案までの提案理由を申し上げます。

まず、第41号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、まず、歳入につきまして、普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたので、その額を補正するものでございます。

平成25年度における地方交付税の総額は、東日本大震災分を除く通常収支分として、地方財政計画により17兆624億円とされ、前年度より2.2%の減額と示されていましてことから、これに基づいた予算措置を行っております。

しかしながら、本年度の普通交付税算定において、本市で財政需要が高い高齢者福祉費に重点的に配分がなされたことによりまして、普通交付税額は47億1,850万円と決定され、当初の予算計上額を上回りましたことから、今回9,220万円の増額補正を行うこととなったものでございます。また、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましては6億9,340万円となり、当初の予算計上額を下回ったため4,750万円を減額いたしております。

次に、歳出につきまして、議会費において市議会解散に伴う議員在職期間の短縮によりまして、議員人件費を1,450万円減額いたしております。

総務費におきましては、住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器の更新が必要となりましたことから、その経費といたしまして1,550万円計上をいたしております。民生費におきましては、平成26年度に実施予定であります子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ちまして、ニーズ調査を実施する経費に440万円、保育士の賃金アップ等の待遇改善に取り組む民間保育所に補助金を交付をいたします事業に1,270万円を計上しており今後も子育て支援を推進してまいります。

また、市民の皆様を対象に10月に計画をいたしております防災講演会の経費といたしまして30万円を計上し、さらに災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

土木費におきましては、平成24年度国の補正予算対象事業について、国の動向が未確定なことから平成24年度3月補正予算と重複計上しておりましたが、平成24年度からの繰越明許費として実施することが確定しました8事業の事業費の減額及び平成25年度事業における補助事業費の変更について、合わせて2億4,890万円を減額いたしております。

消防費におきましては、底井野小学校区、中間北小学校区自主防災組織に対する避難ルートマップ作成費用、災害用備品購入費用に合わせまして450万円を計上し、自助・共助の体制強化を図り、災害に強い地域づくりを行ってまいります。

教育費におきましては、学校教育環境の充実を図るため、市内小中学校の理科・算数・数学の教育備品購入費に、小学校について410万円、中学校につきましては280万円をそれぞれ計上いたしております。

また、国民健康保険事業、公共下水道事業それぞれの特別会計予算額追加に伴う繰出金を合わせまして1,040万円増額をいたしております。

このような歳出に伴う歳入予算につきまして、長寿社会づくりソフト事業費交付金を430万円、保育士等处遇改善臨時特例事業費補助金を1,350万円、防災講演会の経費に対しまして人権啓発事業費補助金、隣保館運営費補助金を合わせて20万円、市町村避難体制整備支援事業補助金を320万円、理科教育設備整備費補助金を小中学校合わせまして350万円それぞれ増額するとともに、土木費における重複事業費の減額等に伴い、社会資本整備総合交付金を1億2,170万円、建設事業債を1億3,090万円、普通交付税の増額に伴い財政調整基金繰入金を1,280万円それぞれ減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億7,360万円を減額をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9,061万9,000円とするものでございます。

次に、第42号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、まず、歳出におきましては、平成25年3月30日に公布の地方税法の一部を改正する法律により、平成26年1月1日に施行される延滞金等の利率引き下げに伴う収納率向上対策事業に係る滞納整理システム改修委託料を130万円追加いたしております。次に、歳入におきましては、県補助金を60万円、他会計繰入金を60万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ130万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,418万円とするものでございます。

次に、第43号議案平成25年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして社会資本整備総合交付金が増額されたことにより、工事請負費を2億1,650万円、委託料を2,510万円増額するものでございます。

次に、歳入におきましては、公共下水道事業債を1億1,100万円、公共下水道事業費国庫補助金を1億2,080万円、一般会計繰入金を980万円それぞれ増額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ2億4,163万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,978万円とするものでございます。

最後に、第44号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容といたしましては、まず、保険事業勘定の歳出におきまして、平成24年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金として県償還金940万円、また、地域支援事業費の確定に伴う償還金といたしまして、国庫償還金150万円、支払基金償還金500万円、県償還金70万円を増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入におきまして、平成24年度事業における介護給付費の確定

に伴う精算交付金といたしまして、国庫支出金 1,580 万円、支払基金交付金 140 万円を増額をし、歳出補正に伴う介護保険給付費準備基金繰入金 50 万円を減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1,670 万円を追加をし、サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ 43 億 9,400 万円とするものでございます。

どうぞ、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております補正予算 4 件に対する質疑は、9 月 5 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 16. 第 45 号議案

日程第 17. 第 46 号議案

日程第 18. 第 47 号議案

日程第 19. 第 48 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 16、第 45 号議案から日程第 19、第 48 号議案までの条例改正 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 45 号議案から第 48 号議案までの提案理由を申し上げます。

まず、第 45 号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するなどの観点から、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うこととともに、社会保障と税の一体改革を着実に実施するため個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を図るため、平成 25 年 3 月 30 日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものでございます。改正の主な内容といたしまして、その概要をご説明を申し上げます。

1 点目は、地方公共団体等への寄附金に係る個人市民税の特例控除を見直すものでございます。東日本大震災の復興財源確保のため、復興特別所得税が課税されることに伴いまして、復興特別所得税の軽減額も含め、寄附金額のうち 2,000 円を超える部分について、個人市民税から全額控除できるよう特別控除額を見直すものでございます。2 点目は、

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例を見直すものでございます。租税特別措置法において認定事業用適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に設けられていた特例が廃止されたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

3点目は、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地の譲渡期限の特例対象を見直すものでございます。この譲渡期限の特例を被災日から7年を経過する年の12月31日まで延長することに加えまして、被災者と同居していた相続人に譲渡所得の課税の特例を認めるよう拡充するものでございます。

以上3点につきましては、平成26年1月1日に施行するものでございます。

4点目は、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の規定を拡充するものでございます。特別控除の対象期間を4年間延長するとともに、市民税と県民税を合わせた控除限度額を現行の9万7,500円から13万6,500円に引き上げるもので、平成27年1月1日に施行するものでございます。なお、この措置により、平成27年度以降に減収となる個人市民税は地方特例交付金として全額国費により補填されるものでございます。

5点目は、公的年金から特別徴収する個人市民税の算出方法を見直すものでございます。仮徴収税額と本徴収税額の平準化を図るため、前年度の年税額の6分の1を仮徴収額とするよう改正するもので、平成28年10月1日に施行するものでございます。

6点目は、金融所得課税を一体化するものでございます。公社債等の利子所得及び譲渡損益に対する課税並びに上場株式用の配当所得及び譲渡損益に対する課税を一体化をし、双方で損益通算できるよう改正するもので、平成29年1月1日に施行するものでございます。

次に、第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成25年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

その概要といたしましては、まず1点目は、地方税法におきまして、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地の譲渡期限が7年間延長されていることから、租税特別措置法の規定との整合性を図るため、国民健康保険税条例における関係条文を整理するもので、平成26年1月1日に施行するものでございます。

2点目は、申告分離課税制度の改組に伴い、条例の整理を行うものでございます。公社債等の利子所得に対し申告分離課税制度が適用されることになったこと、また、上場株式等に係る配当所得との損益通算が可能となったことを踏まえまして、国民健康保険税の所得割の算定における特例についても所要の規定の整理を行うもので、平成29年1月1日に施行するものでございます。

次に、第47号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し

上げます。

今回の条例改正は、市中金利が低下をしていること等を踏まえ、国税の見直しに合わせまして、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行うため、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、中間市市税条例、中間市後期高齢者医療に関する条例及び中間市介護保険条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、利率の基準となる特例基準割合を現行の「商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合」から「財務大臣が告示した短期貸付け平均利率に年1%を加算した割合」に改め、原則として延滞金は特例基準割合に年7.3%の割合を加算したものを、また、還付加算金は特例基準割合を適用するものでございます。

これによりまして、現金融市場下での実質的な延滞金の利率にあつては、年14.6%から年9.3%になり、また、還付加算金の利率にあつては、4.3%から年2%に引き下げられる見込みでございます。

また、同時に延滞金にかかる条文の整備も合わせて行っております。

なお、施行日につきましては、法律の改正とあわせまして平成26年1月1日といたしております。

最後に、第48号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成25年3月27日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、消防法施行令におきまして、検定対象機械器具や自主表示対象機械器具等の品目が見直され、在宅用防災警報器などが対象機械器具に追加されたため、火災予防条例において引用しております同政令の条名等に移動が生じたことから、規定の整理を行うものでございます。

なお、条例改正の施行日につきましては、政令の施行日に合わせて平成26年4月1日といたしております。

以上、第45号議案から第48号議案までの提案理由を申し上げました。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第20. 第49号議案

日程第21. 第50号議案

日程第22. 第51号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第20、第49号議案から日程第22、第51号議案までの条例3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第49号議案から第51号議案までの提案理由を申し上げます。

まず、第49号議案中間市子ども・子育て会議条例について、提案理由を申し上げます。

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付や子ども及び子どもを養育している保護者等に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とし、また、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域などが各々の役割を果たし、相互に協力して子ども・子育て支援を行わなければならないとするなどを基本理念といたしまして、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月22日に公布をされました。

今回の条例は、同法第77条第1項の規定に基づきまして、中間市子ども・子育て会議を設置するために、新たに制定するものでございます。

子ども・子育て会議の役割といたしましては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議をすることとあります。

また、市は認定こども園、幼稚園及び保育所の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業に係る計画を策定及び変更する際に同会議の意見を聞かななければならないとされております。

今後の予定といたしましては、本年10月1日に本条例を施行し、同月中に子ども・子育て会議の委員の委嘱を行い、平成26年9月までに、本市の子ども・子育て支援計画を策定することといたしております。

次に、第50号議案中間市男女共同参画推進条例について、提案理由を申し上げます。

男女共同参画に関しましては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、本市におきましても、平成10年に「中間市人権擁護条例」を制定をし、平成16年には「中間市男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者からの暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだ多くの課題があるのが現実でございます。

中間市が将来にわたり活力のあるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進め、女性の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重

要でございます。

このようなことを踏まえ、今回、男女が平等な社会の実現を目指し、市と市民がお互いに協力をしながら男女共同参画を推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、社会にあらゆる分野で男女共同参画を推進するために必要な基本理念を初め、市、市民、事業者の責務、性別による差別的取り扱い等の禁止及び対応、配偶者等による暴力の防止、情報の公表や提供等の配慮、基本計画の策定、推進体制の整備、苦情及び相談への対応など、市の取り組みを定めております。

また、既に中間市男女共同参画審議会設置条例に基づき設置しております「中間市男女共同参画審議会」につきましては、今回制定いたします条例において引き継ぐこととなっており、さらに中間市男女共同参画審議会設置条例につきましては、今回制定する条例の施行日であります平成25年10月1日に廃止することといたしております。

なお、条例の制定に当たりましては、3月11日から4月10日までの間、パブリックコメントにて市民の方に対しまして、意見の公募を行っております。

最後に、第51号議案中間市景観条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例は、景観法に基づき、市民、事業者及び行政の協働により、本市の景観資源を活かし、特性に応じた景観形成を計画的に推進するため、平成25年4月1日に策定いたしました中間市景観計画の施行に当たり制定するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、景観法第16条により委任されております建築物の新築や工作物の設置の際に必要な届出について、その対象規模や基準を定めるものでございます。

また、同法第25条に規定する景観重要建造物の管理について、景観重要建造物の滅失を防ぐため、防災上の措置を講ずる等の必要な基準を定めております。

なお、本条例の施行日につきましては、平成25年10月1日からといたしております。

以上、第49号議案から第51号議案までの提案理由を申し上げます。どうぞ、ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例3件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23．第52号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第23、第52号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第52号議案災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入について、提案理由を申し上げます。

現在、消防署に配備しております3台の救急自動車のうち、3号車につきましては平成10年度に購入をし、登録後既に15年が経過しようとしており、老朽化が目立っている状態であります。

本市におきましては、平成15年に制定されました「緊急消防援助隊に関する政令」に基づき、救急隊を1隊登録しておりますことから、中間市内及び緊急消防援助隊活動地域における各種災害に的確に対応をし、被害の軽減と高度救命処置による救命率の向上を図るため、老朽化の激しい救急自動車を災害対応特殊救急自動車に更新をし、高度救命処置用資機材を導入すべく、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付申請をお願いいたしておりましたところ、補助金の交付決定通知をいただきました。

この災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の購入に当たりましては、8月1日に予定価格を3,078万6,086円とし、2社による入札を行いましたところ、福岡トヨタ自動車株式会社中間店が2,866万5,000円で落札しましたことから、同日付で同社と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社との災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を要することから、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第52号議案に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第24．請願第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第24、請願第2号公的年金の「2.5%削減」を中止する意見書提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については趣旨の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、本請願については趣旨の説明を省略することに決しました。

ただいま議題となっております請願第2号に対する質疑は、9月5日の本会議で行いま

すのでご了承をお願いいたします。

日程第 2 5. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 2 5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 3 条の規定により、議長において田口澄雄君及び中野勝寛君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時58分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 澄 雄

議 員 中 野 勝 寛